

Title	資金の洗浄 (マネー・ローンダリング) と金融業者の責任 : スイス刑法三〇五条の三を中心として
Sub Title	Geldwäscherei in Finanzinstitutionen und deren strafrechtliche Verantwortlichkeit unter besonderer Berücksichtigung des 305ter des schweizerischen StGB
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.12 (1990. 12) ,p.9- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	金子芳雄教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19901228-0009">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19901228-0009</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資金の洗淨(マネー・ローンダリング)と金融業者の責任

——スイス刑法三〇五条の三を中心として——

宮澤浩一

はじめに

- 一 「資金の洗淨」に関する具体例
- 二 刑法一部改正の推移
- 三 刑法三〇五条の三の若干の問題  
むすび

はじめに

一 麻薬、武器、その他の禁制品の密輸、無許可のカジノの経営、売春、ポルノ製品の製造・販売など、あらゆる機会を利用し、巨額の金銭を集め、動かし、組織の維持・拡大をはかり、さらに一層の不法な利得をあげるために、その資金を動かす「組織犯罪者」の活動の一つとして、「金銭の洗淨」或いは、「不法資金の浄化」とよばれる行為があ

る。「マネー・ロンダリング(Money Laundering)」がそれである<sup>(1)</sup>。この不法な行動にあてた邦訳名は、いまだ確定していない<sup>(2)</sup>。欧米では、一応、法律上の概念・用語として定着したとみてよいし、条約上も、又、若干の国の立法例としても、この用語を使用している例は増えている。私は、別稿<sup>(3)</sup>において、此の問題に関する最近の立法例であるスイス刑法の一部改正を取りあげ、殊に、その立法過程を紹介した。

二、「悪のシンジケート」とよばれる「マフィア」などの不法組織は、集めた巨大な金を手元にただ置いておくわけにはゆかない。組織をつぶそうと知恵をしばっている官憲の手が及び、組織の中核に捜査の手がのびて、構成員を一網打尽に抑えるとともに、隠匿していた資金を支配すれば、まさに元も子も失うことになる。法により保護されない金銭やその他の換金性のある宝石、貴金属類を組織のアジトに隠しておいたのでは、対立するシンジケートに狙われる危険が常にある。それに、巨額の金をただ、空しくねかしておくだけではうまみがない。何とかして、この素性の悪い金を「きれいな金」に変える必要がある。そのためには、その金を「合法的に」動かさなければならぬ。それには、スーツケースに入れて、直接、安全な土地に運び、その金融機関を利用して送金したり、自国の金融機関から中間地点の金融機関を経由して、「銀行の秘密」が固く守られている国の金融機関に送金をする必要がある。不法な利得が大きくなればなるほど、それを動かす必要性もまた大きくなり、移動に伴うリスクもまた大きくなる。まさに、不法なシンジケートの「アキレス腱」<sup>(4)</sup>である。取締る側とすれば、この資金の移動の過程に介入する法的根拠をうることで、非合法的な金を合法的なものに偽装、転換する手を抑え、封じ込め、それを捕捉して資金源をたち、勢力を弱めることができる。そのためには、金融機関の介入を法的に封じるための法的根拠がある。素性の良くない金であることを知りながら(故意)、その預け入れ、送金に応じることは勿論、顧客の身元、その金の由来について、知らぬふりをして「資金の洗浄」に協力することを防ぐために、注意義務を課し、過失による加担行為を法的に封じる必要性がある。実際上は、殊に、この過失犯処罰の規定を設けることに重要な意義があると考えられる<sup>(5)</sup>。事実、ス

イスの立法過程においても、この規定に関して、銀行協会など金融業者から、過大な注意義務を課することに強い反対が表明されたが、スイスの銀行が「資金の洗浄」に深くかかわっていたことが次々と明るみに出されたことにより、反対意見を考慮する余地がなくなり、三〇五条の二「資金の洗浄」とともに、三〇五条の三「金融業における注意の欠如」の導入が提案されたのであった。

三 前稿は、一九八九年六月にスイス連邦政府から提案された「政府案」<sup>(6)</sup>に基づき、この案が固まるまでの動きにつき紹介をした。その後、グンター・アルツト教授の指導の下で書かれ、公刊されたクリストフ・K・グラバーの著書とアルツト教授自身の論文<sup>(8)</sup>が届け、右の政府案に対する協議手続を経て、同案は、国民議会(Nationalrat)、各州議会(Verdände)でそれぞれ多数の賛成をえて可決成立し、あとは国民投票の手続がとられるか否かを待ち、それが取られないことになれば、一九九〇年七月一日に、同改正法は発効する<sup>(9)</sup>という段階にあることを知った。実際には、右の施行日はいささかずれて、本年八月一日に、施行された<sup>(10)</sup>という。

本稿は、スイス刑法第三〇五条の二および同条の三のうち、「資金の洗浄」の罪に関連して新設された「金融業における注意の欠如」に関する第三〇五条の三について、やや詳しく検討をするものである。それというのも、犯罪組織の構成員により犯される「資金の洗浄」の規定の実効性を確保するためには、汚れた金銭を「金融機関」という濾過器を使って「洗浄」し、真っさらな通貨に変え、その手品によって真相の追及をかわず仕事を通じて、巨悪の犯罪に加担する銀行、証券会社、商品取引業者など、金融業者のなかで、汚れた仕事によって不当な利得をうる者を処罰し、組織犯罪集団の「アキレス踵」を断つことが望まれるからである。

(1) 最近の文献として、瀧澤建也・麻葉犯罪組織とマネーローンダリング(B)(F)、警察学論集四七巻七、八、九号、一九九〇年がある。

(2) 「カネの洗濯」「金銭の洗濯」「金銭(の)洗浄」「資金浄化」などという訳がつけられている。「金銭」というといささか

具体性を欠く。組織犯罪集団が資金かせぎをするのであるから、「資金」という語を用いるのが適当であらう。「浄化」というと、「ロンドンダリング」のニューアンスがなくなる。そこで、「資金の洗浄」という訳語をとることにする。後出・注3、五頁参照。

- (3) 宮澤浩一・スイスにおける経済犯罪規制の新展開——内部情報不正使用と金銭の浄化の刑法的規制について——、法学政治学論究第五号、一九九〇年、一頁以下、特に、一四頁以下。一九九〇年三月末までに入手しえた内外の文献を網羅している。
- (4) これは、パウロ・ヘルナスコーニの用いた言葉である。スイス法曹大会での発言のなかで、初めて用いた。Zeitschrift für Schweizerisches Recht, Neue Folge Bd. 104, 2, Halbband, 1985, S. 345 ff. 及び Paulo Bernasconi, Finanzunterwelt, Gegen Wirtschaftskriminalität und organisiertes Verbrechen, 1988, S. 27 を参照。
- (5) 資金の洗浄の過失犯処罰(重大な過失)につき、アメリカ法の状況を紹介し、スイスの銀行協定の文言を分析しながら、金融関係者がつくすべき注意義務の内容を検討しているものとして、Gunther Arzt, Das schweizerische Geldwäscherverbot im Lichte amerikanischer Erfahrungen, SchwZStr. Bd. 106, 1989, S. 160 ff., insbes. S. 193 ff. 参照。
- (6) Botschaft über die Änderung des Schweizerischen Strafgesetzbuches (Gesetzgebung über Geldwäscherei und mangelnde Sorgfalt bei Geldgeschäften) vom 12. Juni 1989. など、私の手元にある「政府案」は、G・フルット教授から送られた資料であり、一頁から頁が起りられている。文献のなかに引用されている「政府案(Botschaft)」には、「政府刊行物として公刊され、通頁のまじりものがある。この場合、一〇六頁が、本稿で用いた資料の一頁にあたる。
- (7) Christoph K. Graber, Geldwäscherei, Ein Kommentar zu Art. 305<sup>ter</sup> und 305<sup>ter</sup> StGB, 1990.
- (8) Gunther Arzt, Zur Rechtsnatur des Art. 305<sup>ter</sup> StGB (mangelnde Sorgfalt bei Geldgeschäften, Schweizerische Juristen-Zeitung, 86. Jg., 1990, S. 189 ff.
- (9) Graber, op. cit. (Anm. 7), S. 106.
- (10) 一九九〇年九月一日に、フルット教授に電話をして尋ねたところ、本文のような事情であることを知った。なお、本稿で用いた立法資料は、同氏から送られたものである。ただ、Protokolle der Sitzungen der Studienkommission "Geldwäscherei" vom. 10. 12. 1988 bis 3. 3. 1989 は、公表されておらず、ヘルムの連邦司法・警察省に赴き、閲覧するほかないのでも、ラーナーの著書に引用されたところであった。

## 一 「資金の洗浄」に関する具体例

一 スイスにおいて、「資金の洗浄」にかかる立法の必要性を認識せしめ、結果的にそれを促した四つの具体例<sup>(11)</sup>をあげ、組織犯罪集団の不法な活動を国際的レベルで防止することの必要性と困難性を明らかにし、さらに、不法に獲得した巨額の金を処理するに当り、金融機関の介在がいかに重要な意味をもつかを示したい。

特に、「ピッツァ・コネクション」とよばれる組織については、その名称がよく知られている割には、その一味の者たちが実際にどういう行為をし、それに対する訴追と裁判の成りゆきがどうであったかについて、必ずしも明確に紹介されていないので、やや詳しく検討することにした。

### (1) ピッツァ・コネクション 付レ・パノン・コレクシオン

トルコからシリア島にモルヒネ原料が送られ、そこにあるマフィアの精製所でヘロインに加工され、その製品がいろいろな経路でアメリカに送られ、分配されて後に、消費者に売りさばかれる。この取り引きでえられた金は、ニューヨークのクウィーンズ街にあつて、マフィアの手で経営されるピッツァ店に集められ、そこからいろいろな方法を用いて、スイスに送られ、スイスで金銭や有価証券に変えられたものがさらに換金されて再びイタリアに送られ、新たな麻薬供給の資金として用いられる。この一連の事件に、一味の集金場所であるピッツァ店をもじって命名された「ピッツァ・コネクション」の由来がそれである。

このグループに属する者としてスイスで訴追された四人のうち、一人だけが直接、麻薬取引に関与した罪で処罰されようとしている<sup>(13)</sup>。その名をパウル・ワリーデル(Paul Wriedel)といい、モルヒネ原料を供給したといわれているト

ルコの犯罪組織の大功、ヤサル・アブニ・ムスルル (Yasar Avni Musullulu) とシシリー島のマフィアの精製所又はその媒介者アントニオ・ロトロ (Antonio Rotolo) に仲介の勞をとったと目されている。証拠によると、ワリーデルは総量で四〇〇キロの麻薬原料を取り引きし、ムスルルに五〇〇万ドルを渡し、さらに約六〇〇万ドルを前金として提供したとされている。法廷では、ムスルルとロトロの通訳であったとかギリシアの反麻薬取締当局の依頼でムスルルをスパイしていたと弁解したが認められなかった。

他の三人の被告人、フランコ・デラ・トッレ (Franco Della Torre)、ローベルト・パラッツォロ (Roberto Palazzolo)、エンリコ・ロッシニ (Enrico Rossini) は、直接、麻薬の取引に関与したのではなく、ニュー・ヨークで集めた金をスイスに移すについて協力をしたとされた。このうち、金の移送に関与したのは、デラ・トッレとパラッツォロであるが、前者は計画し、指示をし、後者は実行を引き受けた。その一部は、有価証券や原資材の先物取引の形で一八〇〇万ドルがスイスの銀行口座に送金された。この株の取り引きに関しては、ニュー・ヨークのブローカー、メリル・リンチ (Merrill Lynch) と E. F. ハットン (E. F. Hutton) を通じて行った。残りの四〇〇〇万ドルは、空路スイスに移された。現金のままて人手により運ばれたほか、一味の名義を用いた銀行口座が利用された。その口座は、チュリーヒ商業銀行、スイス銀行ベリオンツォナ支店、スイス信用銀行キアツォ支店で見つかった。銀行口座を用意し、用立てたのは、ティッツィーノ州の金融業者ロッシニの協力によるところが大きく、送金のためにデラ・トッレに、トレックス社の口座を提供した。

ここで問題となるのは、三人がいつどのようにして金の素姓を知ったと認定しうるかにある。弁護側は、三人とも麻薬取引の金とは知らず、脱税した金であろうと考えていたと釈明したのに対し、検察側は、金融の専門家であるこれらの者が、しかも、大量の少額紙幣からなる巨額の現金をニュー・ヨーク・マフィアのサルバトーレ・サラモネ (Salvatore Salamone) のピッツァ店の地下室で受け取り、依頼人の名も知らずに、送金するなどありうることはな

く、これらの金の出所を知っていたと認めざるをえないと主張した。

第一審裁判所は、アメリカの連邦警察局(FBI)がE・F・ハットン社に立ち入り調査し、容疑を公にした一九八二年一〇月以降には、麻薬にかかわる金であると知っていた筈であると認定したのに対して、第二審は、必要な注意を払えば、それ以前にも、「麻薬とかわるドル」であると知りえた筈である、とした。なお、ロッシーニは、ハットン社に連邦警察局が介入する以前に、デラ・トッレとパラッツォーロと袂を分かったのに対し、この二人はその事件以後も活動を続けていた。この事実が、三人の罪に関する裁判所の判断に違いを生ぜしめた。

(a) 一九八五年九月二六日のルガノ陪審裁判所判決は、パウ・フリーデルに対し、麻薬取締法違反の罪により、懲役一三年、一五万フランの罰金を言い渡した。検察官は、一五年の懲役、三〇万フランの罰金を求刑していたので、この判決は妥当と考えられる。何といても、直接、取引にたずさわり、不法な送金にも関与したのであるから、重い処罰を受けても仕方ないところである。ちなみに、第二審のティツィーノ控訴裁判所も第一審判決を支持した。

これに対し、他の三人の被告人に対する判決は極めて軽かった。R・パラッツォーロに対しては、同じ罪により、三年の懲役刑、一〇年の追放処分と罰金二万フラン、フランコ・デラ・トッレに対しては、二年の懲役刑と一万フランの罰金が言い渡され、エンリコ・ロッシーニは無罪となった。検察側は、パラッツォーロに対し、懲役一二年、一五年の追放、一〇万フランの罰金、デラ・トッレに対しては、一二年の懲役、五万フランの罰金、ロッシーニには八年の懲役、三〇万フランの罰金をそれぞれ求刑したのであるから、裁判所の判断に大きな違いがあった。

三人の罪を軽減した理由として、(一)ハットン社に対する連邦警察局の手入れ以後の取引に対して責任を追及した結果として、不法な取引により獲得した金を四〇〇〇万ドルから六〇〇万ドルに減額して認定し、被告人の責任に関しては、連邦警察局の介入以後の行為につき未必の故意を認めたものの、麻薬取締法の罪に関しては、三人とも過失犯の成立に必要な注意義務違反がないことを理由に、それを否定するという奇妙な判断を示した。さらに、検察側の



「贓物罪」に当たるとする主張に対して、財産犯からえた利得ではないとしてこれを退け、麻薬取締法一九条一項七号にいう「融資」の概念を広く解すべきであるとすると検察側の主張に対してもこれを否定したのであった。

(b) 一九八六年四月一日のティッツィーノ控訴裁判所は、すでに言及したように、ワリーデルに関しては原判決を支持し、直接、麻薬取引に関与したとして原審通りの有罪を言い渡した。他の三人については、連邦警察局の介入以前の行為に関しても、スイス銀行間の金銭の受け入れに関する注意義務に関する協定で定められた規則を守る義務があったとして、過失により麻薬取引に加功したことを理由とするのではなく、犯罪行為への過失による協力の責任を問うとした。なお、贓物罪の成否については、本件の場合、一九八二年一〇月以前に、被告人らが本件の取引にかかる金につき犯罪による資金であるとの故意をもっていかどうか立証しえないとして検察官の主張を退けた。その結果、三人を有罪とし、パラッツォーロに対して五年六月、デラ・トッレに対し四年とそれぞれ自由刑を引きあげ、ロッシーニについては、刑を量定するよう書類を原審に差し戻した。

この抗訴審判決に対して、検察側も被告人も上告したが、四年たった現在でも、まだ、事件は終わっていない。

#### 付 レバノン・コネクション<sup>(15)</sup>

ピッツァ・コネクション関係の事件には、ニュー・ヨーク、ローマ、パレルモ、トルコで、五〇〇人も被告人に対する裁判が係属しているのであるが、その裁判の最中の一九八八年秋に、スイスで新たに麻薬密売団の事件が明らかとなった。一九八八年一月四日付のチューリッヒ日報は、レバノンとトルコの麻薬密売グループがスイスに一四億フラン（二六〇〇億円）もの金を送り、スイスの三大銀行、殊にスイス信用銀行が素姓の悪い金を「洗浄」した事件が発覚した旨を伝えた。この事件の発端は、ティッツィーノ州で、レバノン人の兄弟が一九八七年二月に、ヘロイン二〇キロとモルヒネ八〇キロを運ぼうとして逮捕され、それを捜査しているうちに大規模な密売組織がからんでいる

ことが解明されたのであった。しかし、捜査を進めたところ、これは新しい組織の事件ではなくて、ピッツァ・コネクションの一派であることが分った。ここでも、ムスルルとの結びつきが判明したためである。

此の事件は、政治的に意外な展開をみせ、一九八八年一〇月まで、チューリッヒ・シャカルチ貿易社の監査役をつとめていたのが、司法大臣で、連邦参議院のエリザベート・コップ議員の夫であり、この会社が、トルコからブルガリアを経てスイスに運ばれた金を受けとっていたことが明るみに出たため、コップ議員が一九八八年一二月一二日に議員を辞任する騒ぎとなったのであった。<sup>(17)</sup> ここにも、銀行が汚れた金の「洗浄」に大きな役割を演じていたことが明らかとなった。

二 資金の洗浄は、大がかりな犯罪組織の手で行われるほか、一匹狼ともいえる個人を中心とした少数の者によっても犯される。それを示すのが、次の二例である。本稿の主題との関係で、その犯行が銀行をどのように悪用して犯されるかを中心として、簡単に紹介する。

(2) ポール・エリック・シャリエ<sup>(18)</sup>

ベルギー国籍をもつポール・エリック・シャリエ(Paul Eric Charlier)は、一九七九年から八〇年の秋まで、イタリアとアメリカの間のヘロイン取引に関与したとされている。その仕事は、主としてヘロインの輸送にかかわるが、それにベルギーの犯罪組織が加担した。これら一連の事件は、南イタリアのヘロイン製造所を押えていたマフィアとアメリカでのヘロイン販売を手がけていたニュー・ヨーク・マフィアが操っていた。一九八〇年五月四日、運び屋の中でも重要人物と目されるアルバート・シレット(Albert Gillet)がローマ空港で逮捕された。トランクの中に、純度が低いということを受け取りを拒まれた八・五キロのヘロインを隠し持っていたため、麻薬は押収され、逮捕された。その後、シレットは、同年一〇月一七日、一〇万スイス・フランの保釈金を支払って、拘束をとかれ、帰国したとこ

ろ、ブラッセルで再び拘束を受け、後に、麻薬取引などの罪で一三年の懲役刑に処せられた。

ジレットは、銀行取引や両替えのやり方をよく知らなかったので、シャリエーのところに話を持っていったのだ。シャリエーによると、此のとき、ジレットは、多額の金の素姓について、アメリカで脱税をしたイタリア商人から頼まれたものだと言明した旨を述べている。いずれにしても、アメリカから運ばれた比較的額面の低い紙幣多数を、一九七九年一月二日から八〇年八月一三日にかけて、ローザンヌにあるショレ・ローギン銀行とワート州立銀行で、スイス・フラン、リラ、バンク・オブ・アメリカの小切手に換金した。その際、銀行には、煙草販売の手数料として得たものである、と言明したという。この仕事で、二五%ほどのコミッション、少くとも一〇〇万スイス・フランの利益をあげた。

シャリエーは、一九八三年にスイスから姿を消し、その後、一切消息をたっていないのだが、一九八五年二月一日、ローザンヌ地方裁判所は、シャリエーに対して、一八年の懲役、一五年の国外追放を被告人欠席のまま、言い渡した。シャリエーが有罪とされた罪は、資金の洗浄によるのではなく、麻薬取締法にいう資金を麻薬取引に再投資した罪によるものである。

(3) ホヴィク・シモニア<sup>(19)</sup>

レバノン人のホヴィク・シモニアン (Hovik Simonian) は、一九七九年に、スイスのビール市に、アピアナ株式会社 (Aphana SA) としう時計、株式、貴金属の取引、輸出入の会社を設立した。ブルガリアのソフィアを経由して商品を輸入していたのであるが、取引先は主としてトルコと中近東であった。取引先の多くの国が外貨の持ち出し制限をしていたため、その商品の多くは、正規のルートによるのではなくて、荷受人に「闇」で引き渡されていた。その代金の決済は、チューリッヒの金融三社を通じて行い、五〇〇〇万スイス・フランに達していた。イタリアとトルコの麻

薬取引を捜査していた当局は、時計や株式売買とはかわりのない金の移送にシモニアン名義の口座が利用されているとの嫌疑を抱くようになり、さらには、直接に不法な麻薬取引に関与している疑いをも強め、一九八三年五月七日に、手入れをしたところ、社内から三五キロのヘロインを押収した。そして、五月一三日に、トルコのエル・エツェロル (Erol Ozerol) というヘロイン業者から総額で三五万スイス・フランの為替送金を受け、その他にも多額の現金を他のトルコの麻薬売人から受け取っていた事実が明らかとなった。この事件では、スイスの多くの銀行の口座を利用し、送金がなされたことが明るみに出た。

その後、此の事件に関連し、麻薬取締法違反の容疑をめぐり、裁判所の判断が分れ、殊に、麻薬取引の代金の没収に関して、被告人側の主張が認められるなど、法律的に極めて注目すべき事件の展開がみられるが、ここではこれ以上、ふれないことにする。

三 右の二種類の事件が示すように、「資金の洗浄」に関して、現行の法規による対応は、極めて不十分であり、すみやかに、不法にえた金銭の移動を抑えるための立法が必要であること、そして、金融業者の「利用」という点で、スイスの銀行が犯罪組織に悪用されており、これら業者の態度に、相当、悪質なものが認められることが明らかとなった。

アメリカの捜査当局、殊に、麻薬捜査の機関がスイスの銀行の対応について厳しい非難を加えるようになってきたこともあり、立法的解決が急がれることとなった。この点については、すでに、前稿で若干の紹介をしてあるので、補充の限度にとどめたい。

(11) これらは Graber, op. cit. (Anm. 7), S. 36 ff., 42, 43 ff. u. 45 ff. 及び前稿(注3)にあげた関連する資料に基づいて紹介する。

(12) わが国の文献も、ピッツァ・コネクションについて紹介しているものがあるが、その裁判の推移について、特に、関与し

た銀行関係者の刑事責任がどのように問われたかについてまで言及したものはないのではなからうか。

(13) 後に紹介するように、第一審、第二審ともに有罪判決を受けており、身柄が拘束されているから、実質的には処罰されているといってもよいが、しかし、連邦裁判所の最終的な判決は下っていないので、本文のような表現を用いた。

(14) この者の名についてであるが、グラバーの著書(前出・注7)の三六頁には、ローベルトとあるが、三八頁では、ヴィトー(Vito)となっている。別人とは思われないので、おそらく、本名と通称とがあげられたのではなからうか。

(15) Graber, op. cit. (Anm. 7), S. 42. なお、この事件の簡単な紹介とこれが「資金洗浄」に関する立法を異常な程に促進したという状況について、Botschaft 1989, op. cit. (Anm. 6), S. 17f.をも参照。ちなみに、同事件の被告人(レバノン人の兄弟)に対して、ともに四年六月の重懲役刑が言い渡されたという(一九九〇年九月五日朝日新聞)。

(16) Zürcher Shakarohi Trading AG は、一九八五年に、ビツァ・コネクションの捜査の折にも疑わしい会社として取り沙汰されたところ。

(17) この事件の推移については、詳しくは、Vorkommnisse im EJPD—Bericht der Parlamentarischen Untersuchungskommission vom 22. 11. 1989, Bbl 1990, S. 637ff. 参照。本稿の主題と直接かかわるものではないので詳しい紹介をさし控えるが、顧問弁護士に「資金洗浄」に関連する職務上の守秘義務との関係を検討する際に、示唆にとむ資料といえよう。

(18) Graber, op. cit. (Anm. 7), S. 43 ff. 以下。

(19) Graber, op. cit. (Anm. 7), S. 45 ff. 以下。

## 二 刑法一部改正の推移

一 刑法一部改正の形で導入された「資金の洗浄」に関するスイスの新規定<sup>(20)</sup>は、前稿で紹介したスイス連邦政府案<sup>(21)</sup>とは同じ内容である。そこで、まず、その規定と仮訳を掲げる。政府案と相違する個所には、下線を付することにする。

Art. 305<sup>bis</sup> SKGB, Geldwäscherei

1. Wer eine Handlung vornimmt, die geeignet ist, die Ermittlung der Herkunft, die Auffindung oder die Einziehung von

Vermögenswerten zu vereiteln, die, wie er weiss oder annehmen muss, aus einem Verbrechen herrühren, wird mit Gefängnis oder Busse bestraft.

2. In schweren Fällen ist die Strafe Zuchthaus bis fünf Jahren oder Gefängnis. Mit der Freiheitsstrafe wird Busse bis zu einer Million Franken verbunden.

Ein schwerer Fall liegt insbesondere vor, wenn der Täter:

- a) als Mitglied einer Verbrechensorganisation handelt;
- b) als Mitglied einer Bande handelt, die sich zur fortgesetzten Ausübung der Geldwäscherei zusammengefunden hat;
- c) durch gewerbmässige Geldwäscherei einen grossen Umsatz oder einen erheblichen Gewinn erzielt: \_\_\_\_\_

3. Der Täter wird auch bestraft, wenn die Haupttat im Ausland begangen wurde und auch am Begehungsort strafbar ist.

Art. 305<sup>ter</sup> StGB. Mangelnde Sorgfalt bei Geldgeschäften

Wer berufsmässig fremde Vermögenswerte annimmt, aufbewahrt, anlegen oder übertragen hilft und es unterlässt, mit der nach den Umständen gebotenen Sorgfalt die Identität des wirtschaftlich Berechtigten festzustellen, wird mit Gefängnis bis zu einem Jahr, Haft oder Busse bestraft.

### 第三〇五条の二 資金の洗浄

第一項 重罪から由来することを知っており、または知っていたと推測される財産的価値の源泉の判定、発見または没収を妨げるおそれのある行為をした者は軽懲役または罰金に処する。

第二項 加重事由のある場合には、刑は五年以下の重懲役または軽懲役とする。自由刑に一〇〇万フラン以下の罰金を併料する。行為者が特に次の行為をしたときは、加重事由が認められる。

- a 犯罪組織の構成員として行為すること
- b 継続的に資金の洗浄を行うために集合した団体の一員として行動すること
- c 職業として資金の洗浄をすることにより大規模の取引をし、または多額の利得をうるること

第三項 主たる犯罪行為が外国で犯された場合において、その行為が犯罪地国で罪となるときにも、行為者を罰する。

### 第三〇五条の三

職業として他人の財産的価値を受け取り、保管し、投資または移転を助けた者が、事情上必要な注意をして経済的権利者の身元を確認することを怠ったときは、一年以下の軽懲役、拘留または罰金に処する。

右の新設条文のうち、*wie er weiss order annehmen muss*の部分に関し、政府案では、*weiss*と*order*の間に「*ン*」が入っていたが、改正案文では、右に掲記したように、それがとれている。罰金額の一〇〇万フランに関し、政府案はアラビア数字の「1」を用いていたが、改正案文は、文字で表わしている。第三〇五条の三に、一年以下の軽懲役を文字で表わしたのと平仄を合わせたのだと思われる。また、第二項の末尾であるが、政府案では、ピリオドとなっていたのに対し、私の手元の資料ではセミコロンのなっている。誤植かも知れないが、相違点として指摘しておきたい。

次に、右の仮訳と前稿の訳文との間に、若干の相違がある点について述べておく。

第二項の罰金額に関してであるが、前稿で「一〇〇万フランの罰金」とあるのは、「以下」を書き落としたミスである。さらに、「特に」という文字を見落していた。cの部分で、「多額の取引をし、または多額の利得をうる」と訳出したが、新設規定の文言に見られるように、訳し分けを工夫する必要があるので、検討をし、森下忠教授の訳をも参考にして、仮訳のように改めたことを申し添えたい。

二 「資金の洗浄」にかかる新設規定は、すでに紹介をした「政府案」に検討を加えた末、成立したものであるが、その案が作成されるについて、パオロ・ベルナスコーニ氏が連邦司法・警察局の委嘱で草案の作成に当たった事実を伝えた。<sup>(22)</sup> グラーバー弁護士<sup>(23)</sup>の著書によると、ピッツァ・コネクション事件の控訴審判決（一九八六年四月一日）が出て、わずか三ヶ月もたたぬ同年七月に、ティツィーノ地方検察庁検事であり、その事件の担当検察官であった同氏に、

「資金の洗淨」に関する法律案起草の委嘱があった。すでに、一九八五年のスイス法曹大会で、スイスの現行法制が資金の洗淨に即応するのに不十分であるとの報告をしたことのあるベルナスコーニ氏は、一九八六年九月一五日に、「専門委員報告(Expertbericht)」を連邦司法・警察省に提出した。<sup>(25)</sup> この報告は、まだ入手していないが、グラীবーの著書によると、「現行法では、今日行われている資金の洗淨を防ぎえない」とし、三案の条文案とその代替案として、麻薬取締法に新設の条項を加え、麻薬犯罪の分野で「資金の洗淨」の諸形態を捕捉する構想を示めしたという。ベルナスコーニ案に従い、一九八七年に連邦司法・警察省が提出した予備草案は、すでに紹介した。<sup>(26)</sup>

一九八八年三月に、連邦司法・警察省は、協議手続(Konsultativverfahren)の結果を公表した。<sup>(27)</sup> そのでの主たる論点を摘示すると、この手続に加わった州、政党、関係団体の多数意見は、「資金の洗淨」を刑法上、捕捉することに賛成し、現行法制の欠陥を除く必要性を指摘した。しかし、個々の点ではかなり批判が出た。最も激しい論争は、過失による資金の洗淨に関する規定であり、次いで、本罪を危険犯とするか否かであり、また、犯罪を列挙するのではなく、単に、「重罪から由来する……財産的価値」という包括的な規定とすることの是非であった。<sup>(28)</sup>

本稿の主題である過失犯処罰を中心に、この審議結果をみてみよう。

すでに、前稿で紹介したが、一九八七年の予備草案は、「資金の洗淨」に関して、故意犯のみならず、過失犯をも処罰する旨を提案していた(第一案、第三案の第三項<sup>(29)</sup>)。政府案に関する協議手続では、過失による資金の洗淨を此の条文に入れることは、体系的におかしい。何故なら、第三〇五条の二と三とは、国家の作用のうち、誣告罪や偽証罪を含む司法作用を害する罪を統轄する第十七章に新設が予定されているのであるが、他の条項には過失犯処罰の例はない。此の条文だけにそれを設けるのは体系的に整合しない。さらに、財産に関連する罪にも過失犯処罰の例がないから、ことさらに過失を処罰する例外措置を設けるには、相当の理由がなければならぬ。また、過失犯を処罰するとすると、関連する個々の職業に従事する者に高度の注意義務を要請することとなり、不均衡感を免れず、さらには、



刑法に「重大な過失」について定義規定がないため、重大か否かの限界づけに困難をきたすとの批判が強かった。<sup>(31)</sup>

この問題は、連邦政府の研究委員会でも取りあげられ、見解が分れた。<sup>(32)</sup> 委員会の多数意見は、重大な過失にとどまらず、単純過失による資金の洗浄も処罰すべきであり、ただ、違反の態様に関して、具体的にいかなる態度をとるべきかについて行動規範のようなものを設けるべきである、とした。これに対して、少数意見は、過失犯処罰を別案として設けることとし、「経済的権利者の身元確認を怠った金融取扱いを業とする者」を処罰するとした。政府は、予備草案や研究委員会の多数意見は、法理論的に理由づけが難しいこととともに、実務上、極めて多数の銀行関係者の行動が過失犯処罰の網に入る可能性があり、法的に不安定な立場に置くおそれがあるという点を考慮して少数意見を採用することに決し、政府案とした。

三 政府案を審議した「国民議会（下院）」と「各州議会（上院）」とは、いずれも多数の議員が賛成し、刑法改正法は可決、成立した（はしがき参照）。

(1) 国民議会

国民議会に設置された委員会がまず法案の予備審査に当たった。ここでも、過失による資金の洗浄の処罰を求めた提案が一四対五で否決され、<sup>(33)</sup> 委員会として何らの修正なしに政府案を可決（棄権二）した後、本会議で全員一致をもって可決、成立した。その間、財産的価値の没収という文言に、「犯罪組織に属する」という言葉を加えようという動議が八九対八六という僅少差で否決され、過失による資金の洗浄の処罰を求める動議も、一二四対六四で否決された。

(2) 各州議会

各州議会でも、まず委員会で政府案が審議された。「後になってから最善のものを出すか、それとも何も出さないかというよりも、今、次善のものを実現しよう」という論拠で、予備審査に当たった委員会は、棄権一、賛成一〇、反対〇で三〇五条の二を可決し、三〇五条の三については、棄権三、賛成七、反対〇で可決した。本会議では、<sup>(34)</sup> 三六対

○で政府案は可決され、かくして刑法一部改正法は成立したのである。

(20) 私の手元にあるのは、官報に登載された正文ではなくて、グラバーの著書(前出・注7)、一〇四・一〇五頁に掲記された条文によっている。

(21) 宮澤浩一・前出(注3)、二一〇・二二頁。

(22) 宮澤浩一・前注、一七頁。

(23) Graber, op. cit. (Anm. 7), S. 100.

(24) この報告は、前出(注4)にあげたスイス法雑誌に紹介されている。

(25) この専門委員報告(Referentenbericht)とは、P. Bernasconi, Die Geldwäscherei im Schweizerischen Strafrecht. Bericht mit Vorschlägen zu einer Gesetzesrevision (neuer Artikel 305<sup>ter</sup> StGB) im Auftrag des EJPD, 1986 頁489。この報告書はベルナスコーニの著書(前出・注4)、四八頁以下に再録された連邦司法・警察庁の提案とは別の文書である。

(26) 宮澤浩一・前出(注3)、一八頁以下。

(27) Eidgenössisches Justiz- und Polizeidepartement, Ergebnisse des Konsultativverfahrens zum Vorentwurf für eine Gesetzgebung über die Geldwäscherei, 1988; dasselbe, Zusammenfassung der Ergebnisse des Konsultativverfahrens des Eidgenössischen Justiz- und Polizeidepartementes über den Vorentwurf einer Strafbestimmung betreffend die Geldwäscherei, 1988. この「協議手続の結果」と「要約」につき、グラバー・前出(注7)、一〇二・一〇三頁参照。

(28) 「資金の洗浄」につき、過失犯の処罰規定を導入するか否かは、銀行経営者の間でも意見が分れたようである。この点について、グラバー・前出(注7)、一〇三頁の注12を見よ。

(29) ベルナスコーニ案と予備草案の過失犯処罰規定につき、G. Arzl, op. cit. (Anm. 5), S. 193 ff. 参照。

(30) 前出(注27)の資料の一三〇頁以下で、此れらの問題にふれている。

(31) 協議手続、研究委員会などに現われた意見を参酌し、政府案をまとめた過程につき、グラバー・前出(注7)、一〇四頁が詳しい。

(32) すでに(前出、注10)言及したが、此の研究委員会の議事録は公刊されていないので、グラバーの著書に引用されたまとめを利用した。いずれ、機会をみて、原典にあたってみたい。

(33) グラバー・前出(注7)、一〇五頁の注17による。

(34) グラーバーの著書（前出・注7）の一〇六頁注20によると、本会議に、(1)資金洗浄の処罰を「犯罪組織」に属する財産的価値に拡げること、(2)正常でない送金の場合、他人の財産的価値の由来を明らかにすることを金融関係者に義務づけることという少数提案が提出されたという。なお、「犯罪組織」という概念を刑法総則に加えるべきであるとする国民議会の要請は了承された。なお、過失による資金洗浄の処罰について、各州議会の委員会に提案はなかったという。この件は、チューリッヒ新報（Neue Zürcher Zeitung）の一九九〇年二月二十七日版で報ぜられたことである。

### 三 刑法三〇五条の二の若干の問題

一 新設された三〇五条の三に関して、此の条文の法的性格、主体、行為に関係して、「経済的権利者」の概念、「事上必要な注意」など、検討すべき多くの問題がある。これらの不明確な構成要件要素は、今後の運用において次第に解明され、肉づけられてゆくことになるであろう。以下、重要と思われる論点を拾いあげて検討してみる。

#### (1) 本案の法的性格と保護法益

新設の二ヶ条は、スイス連邦刑法第一章に加えられたので、その法的性格は、国家法益に対する罪のうちの「司法作用に対する罪」であると考えられた（前述<sup>(35)</sup>）。三〇五条の二に関しては、その条文の構成の一部がスイス刑法一四四条一項（<sup>(36)</sup>）と同一であったことから、「資金の洗浄」の罪は、<sup>(36)</sup> 赃物罪と同様、財産犯ではないかとする議論もありはしたが、政府と国会はこの意見をはっきり否定し、個人法益とはかわりがない、ということになったのである。<sup>(37)</sup> 三〇五条の三に関しては、此の問題は起きなかった。

三〇五条の三は、三〇五条の二と異なり、一定の身分の者にのみ成立する真正身分犯であることも、条文の構成上、明らかである。<sup>(38)</sup> その身分は、「職業として他人の財産的価値を受け取り、保管し、投資または移転を助けた者」と規定されている。この条文を見る限り、かなり広範囲の者が含まれるように読めるが、しかし、金銭などを商売上、受

け取った商人全部をさすのではなく、銀行、財務機関のほか、信託業者、投資顧問、財務管理者、両替商などの金融業者に限定される<sup>(39)</sup>。

次に、本条の行為は、抽象的危険犯であって、身元の確認を怠って財産的価値を受け取るなどの行為をしたために、司法作用を実際に害した結果が生じなくとも、犯罪として成立する<sup>(40)</sup>。

立法者は、「身元の確認を怠る(Untersagung)」という文言を用いているので、不作為犯のように思われるが、アルツトは「疑似不作為(Pseudo-Untertassung)」であって、犯人が取引の相手方を正しく確認しない「行為」により、国家の没収権限を危うくするところに本罪は成立するのであるとする<sup>(41)</sup>。もっとも、本罪が作為犯か不作為かは、理論的には興味があるが、実際の適用については余り意味のある論争点ではない<sup>(42)</sup>。

さらに、本罪は故意犯なのか、過失犯なのかということも理論的に興味がある。規定上、「事情上必要な注意をして経済的権利者の身元を確認することを怠る……」とあるので、過失の不作為犯のように読める<sup>(43)</sup>。しかし、研究委員会で、注意義務を意識的に怠った場合には、故意と過失の結合した態様ではないのかが論じられ、これを意識して、政府案の理由書に、準過失犯(Quasi-Fahrlässigkeit)も考えられる、としている<sup>(44)</sup>。その場合の故意の内容は、身元確認義務の事実上の要件と行為の可能性に関して知っていることをいう。自分が刑法規範により要請された説明を行う義務のある職業グループの一員であることを知り、そういう行為をなしうる可能性があることを知りながら意識的にこれを怠ることをいう<sup>(46)</sup>。

(四) その他の問題

本条に関しては、さらに、「経済的権利者」とは何をいうのか、「事情上必要な注意」とは、具体的にどのような基準で「必要性」を判定するかという問題がある。前者は、英米法制にいう beneficial ownership という用語に相応するものとして採用された文言であり<sup>(47)</sup>、行為に関しては、一九七七年七月の「資金受け容れの時の注意義務及び銀行の

秘密の開示に関する協定」（銀行協定）を改定した、一九八七年の「銀行の注意義務に関する協定」のなかに、注意の内容に関する最低基準が掲げられている。グラーパーの注釈書は、その協定の各条項に従い、注意義務の内容を紹介している。<sup>(48)</sup>ここでは、それらについていちいち紹介することはやめ、ごく一般的なことを引用するにとどめたい。

金融業者が取引関係を開始するに当り、相手方の身分を確認する方法として、自然人の場合、公的な証明文書の提示を求め、その者がスイスに居住していない場合は、その署名を認証する文書を提出することを求め、法人の場合は、スイス商工省台帳、商業銀行簿、商業登記簿による同一性の確認を行い、商業登記簿に登録していない法人の場合には、定款又はそれに準ずる文書の提示を求めることが規定されている。弁護士、公証人、税理士など、本人の代理人として業務を行っている者で職業上の秘密を遵守せねばならぬときには、文書により、銀行に対して、「自分は、経済的権利者をよく知っており、権利者が銀行の秘密を悪用したり、犯罪によって得た利得であるという事情も一切ないと確言する」必要があるということも付言しておくべき<sup>(49)</sup>。

(35) 本稿二三頁。詳しうは、Botschaft, op. cit. (Anm. 6), S. 21; Arzt, op. cit. (Anm. 8), S. 109; Graber, op. cit. (Anm. 7), S. 108, 参照。

(36) Robert Hauser - Jörg Rehberg, StGB Schweizerisches Strafgesetzbuch, 10. Aufl., 1983, S. 153 f.; Stefan Trechsel, Schweizerisches Strafgesetzbuch, Kurzkomentar, 1989, S. 447. その部分をおぼろげに「Wer eine Sache, von der er weiß oder annehmen muß, daß sie durch eine strafbare Handlung erlangt worden ist, erwirbt, sich schenken läßt, zum Pfand nimmt, verheimlicht oder absetzen hilft, wird.... (仮訳・その物が罪となるべき行為により獲得せられた物である)とを知っており、または知っていたと推測される物を取得し、贈与させ、質にとり、隠匿しまたは売り捌くことを助けた者は.....)となる。

(37) 政府案理由書は、この点についてかなり詳しく審議の状況につき引用をしている（前出・注6）二〇頁以下。なお、グラーパー・前出（注7）、一〇九頁参照。

(38) アルツト・前出（注8）一八九頁以下。

- (39) この点につき、グララーバー・前出(注7)、一八一頁以下参照。理由書・前出(注6)、二八頁は、「財務部門(Finanzsektor)と仕事をする者をして、真の取引の相手方の身分を確認する義務を負わせる」と説明し、例示している。グララーバーの説明は、殆んどそれに依拠している。
- (40) アルツト・前出(注8)、一九〇頁。
- (41) アルツト・前出(注8)、一九〇頁。なお、グララーバー・前出(注7)、一八三頁注三六〇参照。
- (42) アルツト・前出(注8)、一九〇頁。
- (43) この点について、理由書・前出(注6)、二七頁以下にやや詳しい説明がある。それを敷衍したのが、グララーバー・前出(注7)、二〇四頁以下である。
- (44) 研究委員会の審議結果について、理由書・前出(注6)、二八頁参照。
- (45) 前出・注41を見よ。
- (46) 詳しくは、グララーバー・前出(注7)、二〇四頁以下。
- (47) この点につき、グララーバー・前出(注7)、一九〇頁。
- (48) グララーバー・前出(注7)、一九二頁以下。
- (49) これらの確認方法に関し、グララーバー・前出(注7)、一九三頁に列举されている。

### むすび

一 一九九〇年八月三〇日の全国紙に、「日系銀行口座に麻薬資金」というショッキングな見出しの記事が出た。<sup>(50)</sup> 日本銀行のスイス現地法人の口座に、中南米系の麻薬組織の資金が預けられていたことが判明し、スイスの捜査当局によって、その口座の数百万ドルが凍結されたと伝えられた。その後、スイス系の銀行の東京支店の口座に、コロンビアの麻薬組織のものとみられる二億数千万円の金が一時預けられていたことも明るみに出たという(一九九〇年九月五日)。<sup>(51)</sup> さらに、ボリビアの組織によるコカインの密輸事件で、密売人として動いていた日系ボリビア人が密売から

えた利益を国内の銀行から海外の口座に送金していた事実も明らかになったと伝えられた。これまで、「マネー・ロンドンリング」など、対岸の火事と考えられていたのであったが、いよいよ、この新しい手口の「経済犯罪」が日本に上陸しているという事実が身近に感じられるようになった。<sup>(52)</sup>

わが国の対応策はといえば、大蔵省が今年（一九九〇年）六月に通達を出し、麻薬資金の洗浄を防ぐため、一〇月から取引口座を開設する際には、運転免許証などで本人の確認を義務づけることにしている。もっともこの通達は、日本国内の支店までであるから、現地法人については、各金融機関の独自の防止努力に期待するにとどまっている。この通達によっても、すでに開設されている口座を利用して送金したり、預金したりする「客」に対するチェックを要請していないから、次々と明るみに出始めている事件が野放し状態であったことは明らかである。

幸か不幸か、わが国の金融機関に対する大蔵省の「行政指導」は、他国にみられない程に強い力を持っているから、「銀行の秘密の壁」は、さほど強固ではない。従って、捜査当局の手で事件の糸口が解明され、協力要請があれば、口座の存否、入出金の流れなどほぼ正確に不正な資金の動きを押えることはできる。しかし、事柄は、若しかすると氷山の一角にすぎないかも知れないのである。全く発覚することなく、大量の資金が日本の銀行に流れ込み、元本を増やし続けているかも知れないし、たくみに国外に送金され続けているかも知れない。何故、日本の金融機関が利用されているかといえば、金利が高くなっていること、日本の銀行には倒産の可能性が殆んどないという意味で信用があること、そして何よりも、資金の洗浄を規制する法制度が不備であり、さらには、一九八八年に国連で採択された「麻薬新条約」<sup>(53)</sup>に日本はまだ比准すらしていないという立ち遅れた法状態にあることがつけ入る隙を造っているからである。

二 もっとも、海外の不法集団どころではない。周知のように、わが国には、一〇万人ほどの暴力団員がおり、その多くは、広域暴力団の傘下にあるというのである。<sup>(54)</sup> それらの組織を維持し、多くの組員を抱えるためには、巨大な資

金を必要とし、合法、非合法の資金源は、一〇兆円を超え、その五〇％以上が覚醒剤の取引によるものとの推計がなされている<sup>(55)</sup>。此の事実が相当程度、真相に近いものとするならば、その資金の大部分は、金融機関に預金され、運用され、送金されているとみななければならない。国際的な視野でみれば、まさに、これこそ、「資金の洗淨」それ自体であろう。今日のところ、日本の組織犯罪者たちの「麻薬犯罪」が日本国内で日本人を被害者として犯されているから、アメリカの世論を刺激しないですんでいるかも知れないが、中米あたりからコカインが流入されるようになった現在、国際的な密売グループと連携するようになり、その事実が明るみに出たならば、国際的な非難が日本の法的放任状態に向けられるようになることは必定である。

そして大小の金融機関がひしめき合い、預金獲得競争に走り、なりふりかまわぬ財テク商法に加担するばかりか、それを推進している銀行、保険、そして企業の資金運用部門のなかに、「黒い金」の廻りに群がる「良心を悪魔に売り渡した商人」が出ない保証は全くないのである。組織暴力集団を抑えるには、有効な兵糧攻めをする必要がある。この意味で、スイスの立法例を大いに参考に<sup>(56)</sup>する必要がある。

X X X

金子芳雄教授の御退職を記念する特集号に、本稿を捧げる今日、いささか深い感慨を禁じえない。昨年末、法学研究六二巻一二号の田口精一、平良両教授の退職特集号に続き、かつての宮崎澄夫教授門下の先輩教授の最後の御一人を送り出すめぐり合わせとなったからである。

金子芳雄教授と初めて親しく御近づきになったのは、私が法学部助手となった一九五五年四月に、宮崎先生を中心として、ウィルヘルム・ザウアーの「一般訴訟理論(Allgemeine Prozedurrechtslehre)」(一九五一年)を講読する会合においてであった。慶應商工学校の三階建ての校舎を改造した研究室の一階にあった小会議室に一週に一度集まり、私が訳してきた原稿を読みあげ、宮崎先生をはじめとして、伊東乾、中谷瑾子、田口精一、金子芳雄の諸先生から、一語



一語、厳格に吟味され、正確に理解することを学び取らせて頂いたものである。今日の自分があるのも、あの助手になり立ての頃の厳しい修練の賜物だと思っている。

あの当時は、今とは違って殆んど時間を勉強に当てることができたし、多くの先輩教授も、今よりもはるかに閑た学問的な団樂の日々を懐しみながら、此の小論を捧呈するものである。

(50) 私の手元のファイルにあるのは、朝日新聞の同日朝刊の記事である。

(51) これも、朝日新聞の夕刊の記事である。

(52) 朝日新聞一九九〇年九月一〇日朝刊の記事である。

(53) 一九八八年の国連条約の前身について、飯田英男、麻薬規制に関する国連新条約案について、判例タイムズ六二五号、一九八七年がある。一九八八年のウィーン条約とよばれる「麻薬及び向精神薬の不正取引防止条約」について、登里輝男・麻薬取締りのための国連新条約、警察学論集四二巻四一八号一九八九年参照。

(54) この問題につき、平成元年版・警察白書・組織暴力団犯罪の動向、一九八九年参照。

(55) 警察庁刑事局捜査第二課・暴力団壊滅のための諸施策の費用効果分析等、昭和五四年、麦島文夫・原田豊・暴力団の解散・壊滅条件の研究3、資金源の種類と変化からみた分析、科学警察研究所報告防犯少年編二二巻二号、一九八二年、内山絢子・暴力団員の経済基盤に関する研究、同報告三〇巻一号、一九八九年参照。

(56) 本稿の稿了の後に、芝原邦爾・マネーロンダリング（資金浄化）行為の処罰、平野龍一先生古稀祝賀論文集下巻、一九九〇年が公刊される由である。本稿に参照しえなかったことを遺憾とする。